

進歩性の判断に関する裁判例

－「防眩フィルム」事件－

R5.3.27 判決 知財高裁 令和4年（行ケ）第10029号

特許取消決定取消請求事件：決定取消

概要

表面ヘイズの値は、ギラツキと技術的に一体不可分である凹凸の形状を規定するものであり、引用例2は表面ヘイズ値と切り離して内部ヘイズ値を調整することによりバラツキを調整することを示唆しているといふことはできないと判断され、本件発明の進歩性を否定した決定が取り消された事例。

特許請求の範囲

【請求項1】

ヘイズ値が60%以上95%以下の範囲の値であり、内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲の値であり、且つ、画素密度が441ppiである有機ELディスプレイの表面に装着した状態において、8ビット階調表示で且つ平均輝度が170階調のグレースケール画像として画像データが得られるように調整したときの前記ディスプレイの輝度分布の標準偏差が、0以上10以下の値である防眩層を備える、防眩フィルム。

主な争点

相違点の容易想到性の判断の誤り（取消事由1－1－2）

裁判所の判断

1 相違点の容易想到性の判断の誤り（取消事由1－1－2）について

『（ア）引用例2は、解像度の低下を招く可能性のある内部ヘイズに頼ることなくギラツキを防止することについて、表面凹凸の割合、及び、概ね傾斜角5度以上の領域を示す表面ヘイズを特定の範囲とすることにより、ギラツキを防止するとともに超高精細の表示素子の解像度の低下を防止できること（引用例2の段落【0008】）、大き過ぎずかつ小さ過ぎない範囲の表面ヘイズを有することで、凹凸形状の中に、傾斜角度の小さい凹凸と、傾斜角度の大きい凹凸とが混在し、凹凸内に様々な傾斜角が存在することにより、ギラツキをより防止しやすくてできること（引用例2の段落【0025】）を開示し、上記の大き過ぎずかつ小さ過ぎない範囲の表面ヘイズの数値範囲として、表面ヘイズが22ないし40%であることと……（略）……も記載されている（引用例2の段落【0026】）。そして、強度比を規定するとともに、表面ヘイズを規定することにより、凹凸の程度（表面拡散要素）をより具体的に表すことが記載されており（引用例2の段落【0029】）、表面ヘイズの値は、ギラツキと技術的に一体不可分である凹凸の形状を規定するものであるから、引用例2の記載は、表面ヘイズ値と切り

離してギラツキを調整することを示唆するものと解することはできない。そうすると、引用例2の「内部ヘイズは、5～30%であることが好ましく……（略）……内部ヘイズを5%以上とすることにより、表面凹凸との相乗作用によりギラツキを防止しやすくて、30%以下とすることにより、超高精細の表示素子の解像度の低下を防止できる。」（引用例2の段落【0035】）という記載を根拠として、引用例2が、表面ヘイズ値と切り離して内部ヘイズ値を5%程度に調整することによりバラツキを調整することを示唆しているといふことはできない。

そして、引用例2に、光学シートの表面ヘイズが22ないし40%であり、（全体の）ヘイズが25ないし60%であることが好ましいと記載されている一方で（引用例2の段落【0035】）、引用発明の（全体の）ヘイズ値は60%であり、また、引用例1には、防眩性ハードコートフィルムは、（全体の）ヘイズ値が60%以上であるとされているから（引用例1の段落【0005】及び【0042】）、引用発明と引用例2の（全体の）ヘイズ値が共通するのは、60%の（全体の）ヘイズ値を有する場合である。本件発明1においては、（全体の）ヘイズ値から内部ヘイズ値を差し引いた値が外部ヘイズ値（表面ヘイズ値）に相当するから（段落【0025】）、（全体の）ヘイズ値が60%である引用発明について、表面ヘイズの値が22ないし40%である光学シートが記載された引用例2が、内部ヘイズ値として示唆するのは、60%の（全体の）ヘイズ値のときに取り得る20ないし38%（60%－40%＝20%と、60%－22%＝38%の間）の内部ヘイズ値である。そうすると、引用発明に引用例2を組み合わせても、内部ヘイズ値を20%よりも小さい値とすることを当業者が容易に想到することはできない。』

『（イ）被告は、防眩フィルムにおいて、表示素子の解像度の低下を防止することは周知の課題であるから、ヘイズ値が60%の引用発明においても、表示素子の解像度の低下を防止する観点から、内部ヘイズ値を5%に設定することは、当業者にとり動機付けがある旨主張し、また、引用例2（段落【0

035】)や周知文献A1(段落【0029】)の記載に接した当業者であれば、光学シートに関し、内部ヘイズ値を5%以上とすることにより、表面凹凸との相乗作用によりギラツキを防止しつつ、30%以下とすることにより、超高精細の表示素子の解像度の低下を防止できることを当然に理解できる旨主張する・・・(略)・・・しかし、前記(ア)のとおり、引用例2や周知文献A1は、表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものではないから、被告の上記主張は採用することができない。』

『(ウ) 前記(ア)のとおり、引用発明に引用例2を組み合わせても、内部ヘイズ値を20%よりも小さい値とすることを当業者が容易に想到することはできず、内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲であるという、本件発明1の相違点1-1に係る構成を当業者が容易に想到することもできない。その他に、本件発明1の相違点1-1に係る構成を当業者が容易に想到することができたことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、本件発明1は、引用発明、引用例2ないし5に記載された技術ないし周知の技術的事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。』

2 結論

『本件発明1は、引用発明、引用例2ないし5に記載された技術ないし周知の技術的事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとする本件決定の判断は誤りであり、取消事由取消事由1-1-2は理由がある』と判断され、原告の請求が認容された。

検討

1 進歩性の判断において、合議体が、引用例2には、ヘイズ値が60%でギラツキが防止された防眩性の光学シートで、内部ヘイズとして5~30%が好ましいと記載されているから、ヘイズが60%の引用発明の内部ヘイズを5%とすることは容易であると判断した。この判断に対して、裁判所は、引用例2の記載によれば、表面ヘイズの値は、ギラツキと技術的に一体不可分である凹凸の形状を規定するものであるから、表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものと解することはできないと指摘した上で、(全体の)ヘイズ値が60%である引用発明について、表面ヘイズの値が22ないし40%である光学シートが記載された引用例2が、内部ヘイズ値として示唆するのは20ないし38%の内部ヘイズ値であるから、本件発明1の内部ヘイズに容易に想到することはできないと判断した。

2 引用発明では防眩性ハードコートフィルムのヘイズ値を60%以上とするのに対し、引用例2ではヘイズが25~60%であることが好ましいとしており、ヘイズ値の好ましい範囲の方向性が逆であることを併せて考慮すると、両引用例を組み合わせる動機付けが希薄であると言わざるを得ず、裁判所の

判断は妥当であるとする。

3 特許権者(又は出願人)は、引用例2における構成と特性との技術的一体不可分性を主張することにより、引用例2において問題となっている構成の引用発明への適用を否定する材料とし得る点で興味深い。

実務上の指針

1 引用発明に副引用例に記載の構成を組み合わせることで、本件発明に到達する場合、本件発明の進歩性が否定される方向に働く。

2 組み合わせる動機付けの有無は、技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明中の示唆などを総合考慮して判断される。

但し、組み合わせることに阻害要因がある場合は、本件発明の進歩性が肯定される方向に働く。

3 本判決のように、引用発明に記載の数値範囲と、副引用例に記載の数値範囲がピンポイントで重複していたとしても、それらの数値範囲の方向性が、一方が小さく抑える方向であり、他方が大きくする方向であれば、両者の数値範囲における方向性が異なり、組み合わせることにつき、明確な動機付けがないと判断される可能性がある。

従って、審査段階などで、このような引用発明や副引用例に基づき、進歩性を否定された場合には、引用発明等のそれぞれの方向性に着目し、組み合わせることの動機付けを否定し、特許性を主張することが有用である。

以上